

岐阜医療科学大学 紀要投稿規程

(目的)

第1条 本学が発刊する岐阜医療科学大学紀要（以下「本紀要」という。）への投稿等に関して、必要な事項を規定する。

(投稿資格)

第2条 本紀要の投稿資格は、原稿の著者に本学所属の教職員（非常勤教職員を含む）または本学の大学院生が含まれることとする。

(原稿の種類)

第3条 原稿の種類は、和文または英文による未発表原稿に限る。

(投稿件数)

第4条 本紀要への投稿数は、筆頭著者、共著者にかかわらず、同一著者による制限を設けない。

(法令等の順守)

第5条 人または動物が対象である研究は、その実施前に関連する法令、指針及び規程等に基づき必要な手続きを行うこと。また、投稿にあたってはその旨が本文中に明記されていること。

(掲載順)

第6条 本紀要の掲載順は、原稿を受理した順とする。

(原稿の作成)

第7条 本紀要の原稿は、Word等の電子ファイルにより、別に定める投稿規定細則に従って作成する。

(原稿の提出)

第8条 本紀要は、原稿のPDF並びにWord等の電子ファイル及び投稿チェックリストを、電子メールまたはCD-R等の電子媒体により提出する。

(校正)

第9条 本紀要の著者校正は、原則として2回行う。

(著作権)

第10条 本紀要に掲載される論文の著作権は、岐阜医療科学大学に帰属する。

2 本紀要発行後は、本学の承諾なしに他誌に掲載してはならない。

3 本紀要は「Medical online（メディカルオンライン）」に登録する。

(投稿料および原稿料)

第11条 本紀要の投稿料は無料とする。また、原稿料は支払われない。

(別刷)

第12条 投稿論文1編につき主著者に別刷50部を贈呈する。50部を超えるものは有料となる。

(その他)

第13条 本紀要の投稿に関し必要な事項は別に定める。

附 則

1 この規程は、平成18年7月5日から施行する。

2 この改正規程は、平成19年6月6日から施行する。

3 この改正規程は、平成26年12月3日から施行する。

4 この改正規程は、平成28年3月16日から施行する。

5 この改正規程は、平成30年6月6日から施行する。

6 この改正規程は、平成30年8月1日から施行する。